

社会福祉士介護福祉士学校指 定規則等の改正について

平成31年3月

東北厚生局健康福祉部

健康福祉課

今回の改正事項(概要)

今回の改正内容

1. 福祉系高等学校等の教員要件の経過措置の見直し
2. 介護福祉士学校の養成課程における教育内容の見直し
3. 介護福祉士学校における定員の定めの見直し
4. 介護福祉士学校における合併授業の見直し

1. 福祉系高等学校等の教員要件 の経過措置の見直し

- 介護福祉基礎等の科目を教授する教員について、平成26年4月1日以降に文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（以下「講習会」という。）を受講した一定の者についても、当分の間、介護福祉士等の資格を有する者としてみなすこととする。

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第6条）

2. 介護福祉士学校の養成課程における教育内容の見直し

- ① 学校規則及び養成施設規則の別表第4に定める介護福祉士学校等の教育内容について、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの能力を養うため、所要の科目の時間数を拡充する（30時間→60時間）。
- ② その他別表第4に係る経過措置等を含めた所要の規定の整備を行う。

（社会福祉士介護福祉士学校指定規則 別表第4）

3. 介護福祉士学校における定員の 定めの見直し

- ① 学年が2学年以上ある介護福祉士学校において、第1学年または第2学年について、定員を定めない学年とできる。
- ② 定員を定めない学年がある場合、定員を定めた学年と同数と見なして総定員を算出する。

(介護福祉士学校の設置及び運営に関する指針別添
2のIの7(2))

4. 介護福祉士学校における合併授業の見直し

- ① これまで認められていなかった領域「介護」に関する合併授業について、他領域同様に認める。
- ② 合併授業は①「講義」形式による授業であって、②授業等の支障を来さない限り、において認められる。

(介護福祉士学校の設置及び運営に関する指針別添2のIの8(4))

施行日、適用日

施行日：平成30年8月7日（公布日施行）

適用日：

法第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設のうち

- 修業年限が4年以上のもの 平成31年4月1日
- 修業年限が3年以上4年未満のもの 平成32年4月1日
- 修業年限が2年以上3年未満のもの 平成33年4月1日
- 法第40条第2項第2号又は第3号に規定する学校又は養成施設 平成31年4月
- 法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設 平成34年4月以降の最初の開講日

教育内容の見直しについて

管内施設別手続きのまとめ

施設の種類	修業年限	変更の必要性	変更届	開始日
介護福祉士学校 (1号)	4年	有り	必要	<u>平成31年4月1日</u>
	2年	有り	必要	平成33年4月1日
介護福祉士学校 (3号)	1年	有り	必要	平成34年4月1日
福祉系高等学校 等	3年	有り	不要	平成32年4月1日
実務者学校	半年	有り	必要	平成34年4月1日 以降

介護福祉士学校(1号)①

- 「人間関係とコミュニケーション」の時間数の変更
(30時間→60時間)
- 各分野について「領域の目的」「ねらい」「教育に含むべき事項」「留意点」の内容変更

介護福祉士学校(1号)②

- 変更届については、学則変更として適用日から1ヶ月以内までの届出が必要です。(平成31年4月1日適用→4月30日まで届出)
- 今回は特例として変更予定日6ヶ月前から変更届の申請が可能です。(原則として6ヶ月前の提出をお願いします)
- 変更届出時は以下の書類を提出ください。
 - 変更届出書
 - 学則(新学則、旧学則、新旧対照表)
 - 変更、追加した科目のシラバス(変更箇所には下線を引くこと)

※シラバスには「教育に含むべき事項」の語句が確認できるような記載をお願いします。(指針8(2))

介護福祉士学校(3号)①

- 養成課程の科目編成変更
- 各分野について「領域の目的」「ねらい」「教育に含むべき事項」「留意点」の内容変更

介護福祉士学校(3号)②

- 変更届については、学則変更として適用日から1ヶ月以内までの届出が必要です。(平成34年4月1日適用→4月30日まで届出)
- 今回は特例として変更予定日6ヶ月前から変更届の申請が可能です。(原則として6ヶ月前の提出をお願いします)
- 変更届出時は以下の書類を提出ください。
 - 変更届出書
 - 学則(新学則、旧学則、新旧対照表)
 - 変更、追加した科目のシラバス(変更箇所には下線を引くこと)

※シラバスには「教育に含むべき事項」の語句が確認できるような記載をお願いします。(指針8(2))

福祉系高等学校等①

- 各分野について「領域の目的」「ねらい」「教育に含むべき事項」「留意点」の内容変更

福祉系高等学校等②

- シラバスを変更する場合、適用日から1ヶ月以内までの届出が必要です。(平成32年4月1日適用→4月30日まで届出)(Q&A Q10参照)
- 今回は特例として変更予定日6ヶ月前から変更届の申請が可能です。(原則として6ヶ月前の提出をお願いします)
- 上記変更届出時は以下の書類を提出ください。
 - 変更届出書
 - 学則(新学則、旧学則、新旧対照表)
 - 変更、追加した科目のシラバス(変更箇所には下線を引くこと)

※シラバスには「教育に含むべき事項」の語句が確認できるような記載をお願いします。(指針7(2))

実務者学校①

- 養成課程の科目編成変更
- 各分野について「領域の目的」「ねらい」「教育に含むべき事項」「留意点」の内容変更

実務者学校②

- 変更届については、学則変更として適用日から1ヶ月以内までの届出が必要です。(平成34年4月1日適用→4月30日まで届出)
- 適用開始日は、平成34年4月1日以降の最初の開講日になります。
- 今回は特例として変更予定日6ヶ月前から変更届の申請が可能です。(原則として6ヶ月前の提出をお願いします)
- 変更届出時は以下の書類を提出ください。
 - 変更届出書
 - 学則(新学則、旧学則、新旧対照表)
 - 変更、追加した科目のシラバス(変更箇所には下線を引くこと)

※シラバスには「教育に含むべき事項」の語句が確認できるような記載をお願いします。(指針8(2))

注意事項（留年者の取扱いについて）

（前略）適用日以前に入学し、留年等をした場合、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要があるが、その場合は当該新カリキュラムの授業を旧カリキュラムとして履修認定を行うとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降については、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。

（平成30年8月7日 30文科高第375号 社援発0807第1号 3.）

定員の定めの見直しについて

定員を定めないことができる 学年の組み合わせ

修業年限	1年	2年	3年	4年
4年	<u>定めない</u>	<u>定めない</u>	定める	定める
	<u>定めない</u>	定める	定める	定める
3年	<u>定めない</u>	定める	定める	—
2年	<u>定めない</u>	定める	—	—

注意事項

- 定員を定めない学年を設定する場合、「入学者定員の減」として、変更承認手続きが必要（変更予定日3ヶ月前までに申請）
- 定員の定めのない学年から定員を定めた学年に進級する際には、コース選抜を行うなど定員を超過しないようにする仕組みを定めること。
- 学年の途中に選抜試験を行い養成課程対象者を定める学年は、定員の定めのある学年となる（例：1年の後期開始時点で養成コースの選抜を行う場合、1年の定員は定めがある学年と扱う）

合併授業の見直しについて

合同授業・合併授業の可否一覧

合同授業	講義	演習	実習
介護	○	×	×
それ以外	○	×	×

合併授業	講義	演習	実習
介護	○	×	×
それ以外	○	×	×

注意事項

- 領域に関係なく「演習」「実習」の合同授業、合併授業は認められないため、複数学年で演習の授業を行う場合(例:介護総合演習で実習報告会を複数学年が参加する)は、どちらかの学年については授業に含めないこと。

よろしくお願いいいたします。